

日本中央競馬会競馬施行規約

(平成19年8月31日 規約第2号)

目次

- 第1章 総則 (第1条-第4条)
- 第2章 競馬会が開催する競馬の競走
 - 第1節 馬主 (第5条-第13条)
 - 第2節 競走馬登録 (第14条-第23条)
 - 第3節 服色の登録 (第24条-第27条)
 - 第4節 調教師、騎手等 (第28条-第37条)
 - 第5節 競馬番組等 (第38条-第40条)
 - 第6節 出走馬 (第41条-第45条)
 - 第7節 発走、到達順位、着順等 (第46条-第55条)
 - 第8節 禁止薬物及び規制薬物 (第56条-第59条)
 - 第9節 制裁等 (第60条-第68条)
 - 第10節 勝馬投票 (第69条-第72条)
 - 第11節 入場料、入場者等 (第73条-第78条)
 - 第12節 開催執務委員 (第79条)
 - 第13節 公正審査委員 (第80条)
- 第3章 競馬会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走 (第81条-第91条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)の競馬の実施、馬主、馬及び服色の登録、調教師及び騎手の免許並びに入場料については、競馬法(昭和23年法律第158号。以下「法」という。)、競馬法施行令(昭和23年政令第242号。以下「令」という。)及び競馬法施行規則(昭和29年農林省令第55号。以下「規則」という。)に定めるものを除くほか、日本中央競馬会法(昭和29年法律第205号)第8条第1項第1号から第4号までの規定及び令第12条の規定に基づきこの規約で定めるところによる。

(日本中央競馬会競馬施行規程)

第2条 この規約に規定するもののほか、この規約を実施するため必要な事項は、競馬会が開催する競馬の競走については日本中央競馬会競馬施行規程(以下「施行規程」という。)で、競馬会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走(以下「海外競馬発売対象競走」という。)については日本中央競馬会海外競馬勝馬投票実施規程(以下「海外競馬勝馬投票実施規程」という。)で定める。

- 2 競馬会は、施行規程を制定しようとするときは、あらかじめ運営審議会の意見を聴くものとする。
- 3 競馬会は、施行規程及び海外競馬勝馬投票実施規程を制定したときは、農林水産大臣に

届け出るものとする。

- 4 前2項の規定は施行規程の変更について準用し、前項の規定は海外競馬勝馬投票実施規程の変更について準用する。ただし、法その他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の軽微な変更については、この限りでない。

(規約等の適用)

- 第3条** 競馬会の実施する競馬に係る者は、この規約、施行規程及び海外競馬勝馬投票実施規程を知らないことを理由としてその適用を免れることができない。

(競馬場)

- 第4条** 規則第1条の競馬場の所在地は、別表(1)のとおりとする。

第2章 競馬会が開催する競馬の競走

第1節 馬主

(馬主登録申請書の添付書類等)

- 第5条** 規則第13条第2項の競馬会の規約で定める書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる書類とする。

(1) 個人

- イ 戸籍謄本及び住民票の写し（申請者が外国人である場合には、住民票の写し）
- ロ 申請者の経歴の概要を記載した書類
- ハ 精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないことを証明する書類並びに本籍地の市区町村長の発行する身分証明書（申請者が外国人である場合は、規則第15条第1号に該当しない旨を記載して、記名した書類）
- ニ 規則第15条第2号及び第3号に該当しない旨を記載して、記名した書類

(2) 法人

- イ 定款
- ロ 申請者の登記簿謄本及びその者の事業の概要を記載した書類
- ハ その代表者が競馬に関する馬主としてのすべての事務につき当該法人を代表する旨を証明する書類
- ニ その役員が戸籍謄本及び住民票の写し（役員が外国人である場合には、住民票の写し）
- ホ その役員に係る精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないことを証明する書類並びに本籍地の市区町村長の発行する身分証明書（役員が外国人である場合は、規則第15条第1号に該当しない旨を記載して、記名した書類）
- ヘ その役員が規則第15条第2号及び第3号に該当しない旨を記載して、記名した書類

(3) 法人格なき組合（以下「組合」という。）

- イ 中央競馬の競走（海外競馬発売対象競走を除く。以下同じ。）に馬を出走させることを目的とする民法（明治29年法律第89号）第667条に規定する組合契約（理事長が指定する事項を定めたものに限る。）に係る契約書の写し
- ロ その代表者が競馬に関する馬主としてのすべての事務につき当該組合を代表する

旨を証明する書類

- ハ その組合員の戸籍謄本及び住民票の写し（組合員が外国人である場合には、住民票の写し）
- ニ その組合員に係る精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないことを証明する書類並びに本籍地の市区町村長の発行する身分証明書（組合員が外国人である場合は、規則第15条第1号に該当しない旨を記載して、記名した書類）
- ホ その組合員が規則第15条第2号及び第3号に該当しない旨を記載して、記名した書類

2 競馬会は、規則第13条第1項の規定による申請があった場合において必要があると認めるときは、前項の書類のほか、証明書その他の書類の提出を求め、又は馬主登録を受けようとする者（法人にあってはその役員、組合にあってはその組合員）の出頭を求めることがある。

（馬主登録料）

第6条 競馬会は、規則第14条第2項の馬主登録証の交付の際に、登録料10,000円を徴収する。

（規則第15条第10号等の規定に基づく登録の拒否）

第7条 競馬会は、馬主登録を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、規則第15条第10号の規定に基づき、その登録を拒否する。

- (1) 調教師に競走馬を継続的に預託することが困難であると認められる者
- (2) 第5条第2項の場合において、書類を提出せず、又は出頭しなかった者
- (3) 住民基本台帳に記録されていない者
- (4) 前3号に定めるもののほか、競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者

2 競馬会は、馬主登録を受けようとする者が法人の場合であって、その役員（いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）のうち前項第2号から第4号までのいずれかに該当する者のあるものは、規則第15条第11号の規定に基づき、その登録を拒否する。

3 競馬会は、馬主登録を受けようとする者が組合の場合であって、その組合員のうちに第1項第2号から第4号までのいずれかに該当する者のあるものは、規則第15条第13号の規定に基づき、その登録を拒否する。

（記載事項の変更等の届出）

第8条 規則第16条第2項の競馬会の規約で定める書類は、第5条第1項各号に規定する書類のうち当該変更事項に係るものとする。

2 法人である馬主又は組合である馬主は、第5条第1項第2号イ若しくはロに掲げる書類に記載された事項又は同項第3号イに掲げる書類に記載された事項に変更があったときは、当該変更事項に係る書類を添えて、遅滞なく、その旨を競馬会に届け出なければならない。

3 馬主、法人である馬主の役員又は組合である馬主の組合員が規則第15条第1号から第3号まで又は第7条第1項第3号のいずれかに該当することとなったときは、当該馬主

(法人又は組合にあっては、その代表者)は、遅滞なく、その旨を競馬会に届け出なければならない。

(規則第18条第5号等の規定に基づく登録の取消し)

第9条 競馬会は、馬主が次の各号のいずれかに該当するときは、規則第18条第5号の規定に基づき、その登録を取り消すことがある。

- (1) 自己の所有しない馬(その者が組合である場合は、組合財産でない馬)につき自己の名義で競走馬登録(法第14条に定める競馬会が行う馬の登録をいう。以下同じ。)又は法第18条の競走に係る登録(以下「特別登録」という。)を受けたとき。
 - (2) 競走馬登録を受けている馬を地方競馬の競走(都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走を除く。以下同じ。)に出走させたとき。
 - (3) 競走馬登録を受けている馬について、外国において馬の調教に関し免許を受けている者との間において当該馬の飼養及び調教に関する契約等が締結されていること(以下「外国所属」という。)が判明したとき。
 - (4) 調教師に競走馬を継続的に預託することが困難であると認められることとなったとき。
 - (5) 住民基本台帳に記録されていないことが判明したとき。
 - (6) 前各号に定めるもののほか、競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由があることが判明したとき。
- 2 競馬会は、法人である馬主の役員のうち、第7条第1項第3号又は第4号に該当する者のあることとなったときは、規則第18条第7号の規定に基づき、その登録を取り消すことがある。
- 3 競馬会は、組合である馬主の組合員のうち、第7条第1項第3号又は第4号に該当する者のあることとなったときは、規則第18条第8号の規定に基づき、その登録を取り消すことがある。
- 4 競馬会は、馬主が前条第2項又は第3項の届出を怠ったときは、その登録を取り消すことがある。

(馬主の代理人)

第10条 馬主は、調教師に限り、競馬に関して、自己の代理人とすることができる。

- 2 馬主は、前項の規定により、調教師を自己の代理人としたときは、次に掲げる事項を記載した書面を競馬会に提出しなければならない。
- (1) 調教師の氏名
 - (2) 代理権を与えた事項及び期間
- (共有馬主の代表者)

第11条 2人以上の馬主によって共有されている競走馬登録を受けた馬(以下「共有馬」という。)については、当該共有馬の馬主のうちから、当該馬についての競馬に関する馬主としてのすべての事務を代表して行う者(以下「共有代表馬主」という。)1人を定めなければならない。

- 2 共有代表馬主は、共有者と連署して共有代表馬主を定めた旨を記載した共有届を競馬会に提出しなければならない。
- 3 共有代表馬主は、前項の共有届に記載した事項に変更があったときは、その旨を競馬会

に届け出なければならない。

(本邦外居住者の馬主登録)

第11条の2 本邦外に住所を有する者(以下「本邦外居住者」という。)は、規則第13条第1項第1号による申請を行う場合に限り、第7条第1項第3号の規定は適用しない。

2 本邦外居住者であって馬主登録を受けようとするものは、理事長の定めるところにより本邦内に連絡責任者(馬主に係る事務を代行する者をいう。以下同じ。)を置かなければならない。

第11条の3 本邦外居住者に係る規則第13条第2項の競馬会の規約で定める書類は、第5条第1項第1号の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 戸籍謄本及び住民票の写しに相当する官公署が発給する書類又はこれらに代わる書面

(2) 申請者の経歴の概要を記載した書類

(3) 外国の権限のある競馬機関が発行した馬主資格証明書

(4) 次に掲げるものに該当しない旨の官公署の証明書(官公署において当該証明書が発給されない場合は、次に掲げるものに該当しない旨を誓約する書類)

イ 精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者若しくは破産者で復権を得ない者又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 禁錮以上の刑に処せられた者又は禁錮以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられ、その執行を終えた日から10年を経過しない者

(5) 申請者が規則第15条第3号に掲げる者に該当しない旨を誓約する書類

(6) 連絡責任者に関する事項を記載した書類

2 外国において馬主の免許又は登録を受けていない者にあつては、次の各号に掲げる官公署が発給する書類をもって前項第3号の書類に代えることができる。

(1) 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律(昭和63年法律第90号)別表第2第1号又は第2号に規定する外国要人のいずれかに該当することを証明する書類

(2) 競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者ではないことを証明する書類

第11条の4 競馬会は、本邦外居住者であつて馬主登録を受けようとするものが、第7条第1項各号(第3号を除く。)に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、規則第15条第10号の規定に基づき、その登録を拒否する。

(1) 外国において馬主の免許又は登録を受けていない者(前条第2項に規定する書類を提出した者を除く。)

(2) 外国の法令上、精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産者で復権を得ない者と同様に取り扱われている者

(3) 禁錮以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられ、その執行を終えた日から10年を経過しない者

(4) 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第10条第1項の規定による閣議決

定に基づき財務大臣により行われる対応措置を受けている者及び団体の構成員

- (5) 第11条の6第3号(第11条の4第3号に係る部分に限る。)の規定により登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者

第11条の5 本邦外居住者である馬主に係る規則第16条第2項の競馬会の規約で定める書類は、第8条第1項の規定にかかわらず、第11条の3第1項各号掲げる書類のうち当該変更事項に係るものとする。

2 本邦外居住者である馬主は、連絡責任者に関する事項について変更があったときは、第11条の3第1項第6号に掲げる書類のうち当該変更事項に係るものを添えて、遅滞なく、その旨を競馬会に届け出なければならない。

3 本邦外居住者である馬主は、規則第15条第1号から第3号まで又は前条第1号から第3号までのいずれかに該当することとなったときは、第8条第3項の規定にかかわらず、遅滞なく、その旨を競馬会に届け出なければならない。

第11条の6 競馬会は、本邦外居住者である馬主が、第9条第1項各号(第5号を除く。)に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、規則第18条第5号の規定に基づき、その登録を取り消すことがある。

(1) 第11条の3第1項第3号の馬主資格証明書に係る馬主資格を失ったことが判明したとき。

(2) 第11条の3第2項に規定する官公署の発給する書類で証明されたことが事実と異なることとなったことが判明したとき。

(3) 第11条の4第2号から第4号までのいずれかに掲げる者となったとき。

(4) 前条第2項又は第3項の届出を怠ったとき。

(5) 連絡責任者が事故その他の理由により欠けたとき。

(指定交流競走に関する特例)

第12条 規則第56条第1項の指定交流競走(以下「中央競馬指定交流競走」という。)のために行う馬主登録は、当該中央競馬指定交流競走に関してのみ効力を有する。

2 地方競馬全国協会(以下「協会」という。)の馬主登録を受けている者が中央競馬指定交流競走に協会が行う馬の登録(以下「地方馬登録」という。)を受けている馬を出走させるため競馬会の馬主登録を受けようとする場合の規則第13条第2項の競馬会の規約で定める書類は、第5条の規定にかかわらず、協会の馬の登録を証明する書類とする。

3 中央競馬指定交流競走のために行う馬主登録については、第6条の規定にかかわらず、登録料は徴収しない。

4 第22条の競走馬登録を受けている馬を地方競馬の競走に出走させた競馬会の馬主登録を受けている者については、第9条第1項第2号の規定は適用しない。

5 規則第56条第4項の指定交流競走(以下「地方競馬指定交流競走」という。)は、第9条第1項第2号の地方競馬の競走に該当しないものとする。

(国際交流競走に関する特例)

第13条 規則第57条第1項の国際交流競走(以下「国際交流競走」という。)のために行う馬主登録は、外国の競走に出走している自己名義の馬で競馬会が指定するもの(第23条において「指定外国調教馬」という。)を国際交流競走に出走させる場合についてのみ効力を有する。

- 2 外国において馬主の免許又は登録を受けている者が、外国の競走に出走している自己名義の馬を国際交流競走に出走させるため競馬会の馬主登録を受けようとする場合の規則第13条第2項の競馬会の規約で定める書類は、第5条の規定にかかわらず、権限のある競馬機関の発行する馬主資格証明書その他理事長が必要と認める書類とする。
- 3 国際交流競走のために行う馬主登録については、第7条第1項第3号及び第9条第1項第5号の規定は適用しない。

第2節 競走馬登録

(競走馬登録簿の記載事項)

第14条 競走馬登録は、次に掲げる事項を競走馬登録簿に記載して行う。

- (1) 馬名 (片仮名で表示する。)
- (2) 当該馬の品種、性、毛色、特徴、生年月日、アラブ血量並びに父母の品種及び名称
- (3) マイクロチップ (理事長が定めるものに限る。以下同じ。) の番号
- (4) 生産地及び生産者の氏名
- (5) 馬主の氏名 (法人又は組合にあつては、その名称。以下同じ。)
- (6) 登録番号及び登録年月日

(登録の申請)

第15条 競走馬登録は、当該馬を所有している馬主 (当該馬を組合財産としている組合である馬主を含む。) でなければ、受けることができない。

- 2 競走馬登録を受けようとする馬主は、その登録を受けようとする各馬について、前条第1号から第5号までに掲げる事項を記載した申請書に、馬の血統を証明する書類 (理事長の指定する団体の発行する証明書に限る。)、自己の所有する馬 (その者が組合である場合には、組合財産である馬) であることを証明する書類、調教師との預託契約締結を証する書類及び登録料5,000円を添え、これを競馬会に提出しなければならない。
- 3 競馬会は、登録をするために必要があると認めるときは、次に掲げる書類の提出を求め、又は競走馬登録を受けようとする馬主 (法人又は組合にあつては、その代表者) の出頭を求めることがある。

- (1) 地方馬登録の抹消証明書
- (2) 馬の血統を確認するための検査報告書 (理事長が認めた研究機関の検査報告書に限る。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類
(馬の検査)

第16条 馬主は、競走馬登録を受けようとする馬について、競馬会の指定する日時及び場所において、競馬会の行う検査を受けなければならない。ただし、1歳に達した日の属する年の9月1日から翌年の2月末日までの間に競走馬登録を受けようとする馬については、この限りでない。

- 2 馬主は、前項ただし書の規定により検査を受けなかった馬であつて次条の規定により競走馬登録を受けたものについて、当該競走馬登録を受けた日から初めて競馬会の管理する厩舎 (理事長が指定する設備を含む。第45条において同じ。) に入厩する日までの間に、競馬会の指定する日時及び場所において、競馬会の行う検査を受けなければならない。

(登録)

第17条 競馬会は、第15条第2項の申請があった場合において、申請書及び添付書類に記載された事項が真実であると認めるときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、競走馬登録を行う。この場合には、馬の血統を証明する書類は、競馬会において保管する。

(登録の拒絶)

第18条 競馬会は、申請書に記載された馬が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否する。

- (1) 第42条の規定に該当しない馬
- (2) 1歳以下の馬（9月1日以降に登録を受けようとする1歳の馬を除く。）
- (3) 繁殖の用に供された馬
- (4) 関税定率法（明治43年法律第54号）別表の税率が無税である馬
- (5) マイクロチップの埋込みがなされていない馬
- (6) 調教師との間に預託契約が締結されていない馬
- (7) 家畜伝染病にかかっている馬又はその疑いがあると診断された馬
- (8) 1眼の失明その他馬体に障害があるため競走の用に供することが不適当な馬
- (9) ゲノムのいずれかの部位を人為的に変異させる行為（以下「ゲノム編集」という。）をその体内において受けた馬、ゲノム編集された細胞を投与された馬、ゲノム編集させた生殖系列細胞（卵子、精子又は受精卵をいう。以下同じ。）が馬の胎内において発生の過程を経ることにより一の個体に成長した馬（以下「遺伝子改変馬」という。）又は遺伝子改変馬の生殖系列細胞が馬の胎内において発生の過程を経ることにより一の個体に成長した馬
- (10) 地方馬登録を受けている馬
- (11) 外国所属が判明した馬
- (12) 地方馬登録を受けたことのある馬又は外国所属であった馬であつて、競馬番組で定める基準により中央競馬の競走に出走できないもの

2 前項の場合のほか、競馬会は、競走馬登録を受けようとする馬主が、第15条第3項の規定による書類を提出せず、若しくは出頭せず、又は第16条の規定による検査を受けないとき（同項ただし書の規定により検査を受けないときを除く。）は、その登録を拒否する。

(登録の抹消)

第19条 競馬会は、競走馬登録を受けている馬につき次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、競走馬登録を抹消する。

- (1) 馬が死亡したとき。
- (2) 地方馬登録を受けたとき。
- (3) 外国所属が判明したとき。
- (4) 馬主以外の者が所有するに至った日から60日を経過したのに、その者が馬主登録の申請をしなかったとき。
- (5) 前号の申請に係る馬主登録を拒否されたとき。
- (6) 馬体を変装して出走させようとし、又は出走させたとき。
- (7) 第21条の届出を怠り、又は虚偽の事実を届け出たとき。
- (8) 繁殖用、使役用、乗用、農耕用その他競走以外の用途に用いられたとき。

- (9) 第16条第2項の検査を受けた馬が、前条第1項第8号に該当することが判明したとき。
- (10) 前条第1項第9号に該当することが判明したとき。
- 2 前項の場合のほか、競馬会は、馬の所有者（その馬を組合財産としている組合である馬主を含む。次条及び第34条において同じ。）から抹消の申請があったとき又は第15条第2項の申請書及び添付書類若しくは同条第3項各号に掲げる書類に記載された事項が真実でないことが判明したときは、競走馬登録を抹消する。
- 3 前2項の規定により競走馬登録を抹消したときは、第17条後段の規定により保管した馬の血統を証明する書類は返還する。

(登録の抹消の効果及び再登録)

第20条 競走馬登録を抹消された馬は、再び登録しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する馬については、この限りでない。

- (1) 1歳又は2歳の時に、馬の所有者の申請により競走馬登録を抹消された馬であって中央競馬の競走に出走したことのないもの
- (2) 馬の所有者の申請により競走馬登録を抹消された馬であって、当該抹消後、地方馬登録を受けたもの又は外国所属であったもの

(所有権の変更の届出)

第21条 馬主が競走馬登録を受けた馬を譲渡し、又は譲渡を受けたときは、その譲渡を証する書類を添付して、遅滞なく、その旨を競馬会に届け出なければならない。

(指定交流競走に関する特例)

第22条 中央競馬指定交流競走のために行う競走馬登録は、当該中央競馬指定交流競走に関してのみ効力を有する。

- 2 中央競馬指定交流競走に地方馬登録を受けている馬を出走させようとする馬主が、当該馬について競走馬登録を受けようとする場合は、第15条第2項の規定にかかわらず、理事長が定める申請書に、協会の馬の登録を証明する書類を添え、これを競馬会に提出しなければならない。
- 3 中央競馬指定交流競走のために行う競走馬登録については、第17条後段、第18条第1項第9号及び第20条本文の規定は適用しない。
- 4 地方競馬指定交流競走のために協会が行う馬の登録を受けた競走馬登録を受けている馬については、第19条第1項第2号の規定は適用しない。
- 5 中央競馬指定交流競走のために競走馬登録を受けた共有馬については、第11条第2項及び第3項の規定は適用しない。

(国際交流競走に関する特例)

第23条 国際交流競走のために行う競走馬登録は、当該国際交流競走に関してのみ効力を有する。

- 2 指定外国調教馬の馬主が、当該馬を国際交流競走に出走させるため当該馬について競走馬登録を受けようとする場合は、第15条第2項の規定にかかわらず、理事長が定める申請書に、権限のある競馬機関の発行する当該馬の輸出証明書又は旅券を添え、これを競馬会に提出しなければならない。
- 3 国際交流競走のために行う競走馬登録については、第14条第3号、第15条第1項、第17

条後段、第18条第1項第5号及び第10号並びに第20条本文の規定は適用しない。

- 4 国際交流競走のために競走馬登録を受けた共有馬については、第11条第2項及び第3項の規定は適用しない。

第3節 服色の登録

(登録)

第24条 服色の登録は、次に掲げる事項を服色登録簿に記載して行う。

- (1) 服色
- (2) 馬主の氏名
- (3) 登録番号及び登録年月日

(登録の申請・実施)

第25条 服色の登録を受けようとする馬主は、服色を記載した申請書に、登録料3,000円を添え、これを競馬会に提出しなければならない。

- 2 競馬会は、前項の申請があったときは、次項の規定により登録を拒否する場合を除き、登録を行う。

- 3 競馬会は、申請書に記載された服色について施行規程で定める色又は標示の種類その他の制限を超えるものと認めるときは、その登録を拒否する。

(登録の抹消)

第26条 競馬会は、服色の登録を受けている馬主から抹消の申請があったとき又は当該馬主の馬主登録が抹消されたときは、服色の登録を抹消する。

(国際交流競走に関する特例)

第27条 国際交流競走のために行う服色の登録は、国際交流競走に関してのみ効力を有する。

第4節 調教師、騎手等

(免許試験の申請)

第28条 規則第21条の調教師又は騎手の免許試験を受けようとする者は、施行規程で定めるところにより、理事長が定める申請書に、住民票記載事項証明書、規則第22条第1号から第3号までに該当しない旨を記載して記名した書類その他の書類を添え、競馬会に提出しなければならない。

(戸籍謄本等の提出)

第29条 調教師又は騎手の免許試験（規則第21条第1項ただし書の規定により臨時に行うもの（以下「臨時試験」という。）を除く。）に合格した者（中央競馬の調教師又は騎手の免許（免許の日から1年間効力を有するものであって、現にその効力を有するものに限る。）を受けている者を除く。以下この条において「合格者」という。）は、合格後直ちに次に掲げる書類を競馬会に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本（合格者が外国人である場合には、住民票の写し）
- (2) 本籍地の市区町村長の発行する身分証明書（合格者が外国人である場合には、規則第22条第1号に該当しない旨を誓約する書類）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

(免許手数料の徴収)

第30条 競馬会は、規則第23条の免許証の交付の際に、免許手数料3,000円を徴収する。た

だし、臨時試験に合格した者であって、理事長が指定するものについては、免許手数料は徴収しない。

(免許の有効期間)

第31条 規則第24条本文の競馬会の規約で定める期間は、3月以内で理事長が必要と認める期間とする。

2 規則第24条ただし書の有効期間を延長することが適当である場合として競馬会の規約で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、この場合における調教師又は騎手の免許の有効期間の延長については、施行規程で定めるところによる。

(1) 免許の有効期間の満了の日が木曜日、金曜日又は土曜日である場合（当該免許が騎手の免許である場合を除く。）

(2) 天災地変その他やむを得ない理由により、免許の有効期間内の開催日を当該有効期間の満了の日後の日取りに変更する場合

(免許の取消事由に係る届出)

第32条 調教師又は騎手は、規則第22条第1号から第3号までのいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を競馬会に届け出なければならない。

(臨場の義務)

第33条 調教師は、その管理する馬を出走させるときは、施行規程で定めるところにより、当該競馬場においてその業務を行わなければならない。

(調教師の届出義務)

第34条 調教師は、馬の所有者と馬の預託契約をしたとき又はその契約を解除したときは、その旨を競馬会に届け出なければならない。

(調教助手等)

第35条 法、令及び規則の競走馬の飼養又は調教を補助する者は、調教助手、騎手候補者又

はきゅう厩務員とし、必要な事項については、施行規程で定める。

(騎手の兼業の禁止)

第36条 騎手は、いかなる名義をもってするかを問わず、調教のため馬主から馬の預託を受けてはならない。

(中央競馬指定交流競走に関する特例)

第37条 規則第56条第1項の調教師又は騎手の免許を受けようとする者は、理事長が定める申請書を競馬会に提出しなければならない。

2 規則第56条第1項の調教師又は騎手の免許については、免許手数料は徴収しない。

第5節 競馬番組等

(競馬番組)

第38条 次に掲げる事項は、競馬番組で定める。

(1) 当該競馬を開催する競馬場

(2) 開催日

(3) 各開催日における各競走の番号、種類、名称、距離、出走資格、負担重量、出走可能頭数、賞金の額及び発走時刻

(4) 特別登録その他競馬の開催に必要な事項

(競走の種類)

第39条 競走の種類は、サラブレッド系平地競走及びサラブレッド系障害競走とする。

(負担重量)

第40条 負担重量は、次に掲げる3種類とする。

- (1) 馬の年齢によるもの
- (2) ハンデキャップにより定めるもの
- (3) 馬の年齢、性、取得賞金の額、勝利度数その他の競馬番組で定める条件により算出するもの

第6節 出走馬

(出走)

第41条 競走に勝利を得る意志がないのに馬を出走させてはならない。

(出走させることができる馬)

第42条 競走に出走させることができる馬は、軽種の馬とする。

(出馬投票)

第43条 馬主は、馬を出走させようとするときは、施行規程で定めるところにより、出馬投票をしなければならない。

(出走すべき馬の確定)

第44条 馬場取締委員(第79条第1項の規定により置かれる馬場取締委員をいう。第3項において同じ。)は、出馬投票をした馬であって施行規程で定めるところにより出走できる馬と定められた馬につき、その馬名、負担重量及び騎手の氏名を速やかに公表する。

- 2 競走に出走すべき馬は、前項の公表により確定したものとする。
- 3 馬場取締委員は、競走に出走すべき馬について、施行規程で定めるところにより馬の番号を定め、速やかに当該馬番号を公表するものとする。

^{きゅう}
(入厩義務)

第45条 馬を競走に出走させようとする場合は、施行規程で定めるところにより、競馬会の管理する^{きゅう}厩舎^{きゅう}に入厩させていなければならない。

第7節 発走、到達順位、着順等

(発走)

第46条 発走委員(第79条第1項の規定により置かれる発走委員をいう。以下同じ。)は、発馬機で発走合図を行う。

- 2 発走委員は、発走合図が真正でないとき、施行規程で定めるところにより、その発走合図が真正でない旨を表示する。
- 3 発走委員は、前項の表示を行った後、施行規程で定めるところにより、再び第1項の発走合図を行う。

(到達順位)

第47条 到達順位は、馬の鼻端が決勝線に到達した順位により、決勝審判委員(第79条第1項の規定により置かれる決勝審判委員をいう。第51条第1項において同じ。)が判定する。

- 2 2頭以上の馬が同時に決勝線に到達した場合には、これらの到達順位は同順位とする。

(競走の不成立)

第48条 裁決委員（第79条第1項の規定により置かれる裁決委員をいう。以下同じ。）は、第51条第3項の規定による着順確定前に、災害、投石等の妨害行為その他の事由により競走若しくは競走に係る開催執務委員の職務の執行に重大な支障があり、又は競走が所定の走路と異なる走路で行われたと認めた場合は、委員長（第79条第1項の規定により置かれる委員長をいう。）の承認を得て、その競走を不成立とする。

(失格)

第49条 裁決委員は、第51条第3項の規定による着順確定前に、決勝線に到達した馬につき次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、その馬を失格とする。

- (1) 第56条第1項から第3項までの規定に違反した場合
- (2) 正当の理由がないのに馬の全能力を発揮させなかった場合
- (3) 不正の目的をもって、騎手が施行規程で定める重量を負担させなかった場合
- (4) 次のイからニまでのいずれかに該当することにより他の馬の走行を妨害したと認められる行為（他の騎手又は他の馬の動作による危険を避けるためにやむを得ずイからハまでのいずれかに該当して他の馬の走行を妨害する行為を除く。次条において「有責妨害」という。）のうち、極めて悪質かつ他の騎手又は他の馬に対する危険な行為であって、当該行為が競走に重大な支障を生じさせた場合
 - イ 当該馬のでん端から後続馬の鼻端までに2馬身以上の距離がないのに後続馬の進路に入った場合
 - ロ 当該馬が競走中他の馬を押圧し、他の馬に衝突し、又は障害を斜めに飛び越えた場合
 - ハ 当該馬が競走中十分な間隔がないのに、他の馬と他の馬との間若しくは他の馬と柵との間に入り、又はそれらの間から他の馬を追い抜いた場合
 - ニ 騎手が競走中みだりに高声を発し、又はむちを不当に使用した場合
- (5) 馬が走路外に逸走した場合において、施行規程で定めるところにより、当該逸走した地点に引き返さなかった場合
- (6) 真正な発走合図を受けてから、施行規程で定める時間を経過して、馬が決勝線に到達した場合
- (7) 騎手が、正当な理由がないのに、施行規程で定める競走後の重量の計量を受けなかった場合
- (8) 施行規程で定めるところにより、騎手が競走前に計量した重量から競走後に計量した重量を差し引いた重量が、1キログラムを超えた場合
- (9) 競走に関し、馬が不正な協定の実行その他不正な目的に供せられた場合

(降着)

第50条 裁決委員は、次条第3項の規定による着順確定前に、決勝線に到達した馬（前条の規定により失格となった馬（以下「失格馬」という。）を除く。）が有責妨害を行ったと認め、かつ、当該有責妨害を行ったと認められた馬が被害馬（当該有責妨害を受けた一の馬であって、決勝線に到達したもの（失格馬を除く。）をいう。以下この項において同じ。）より前又は同時に決勝線に到達した場合において、当該有責妨害がなければ、被害馬が当該有責妨害を行ったと認められた馬より前に決勝線に到達したと認めるときは、その馬

を降着とする。ただし、被害馬が当該有責妨害を行ったと認められた馬に対し有責妨害を行ったと認めた場合には、その馬を降着としないことができる。

- 2 前項の規定により降着となった馬は、施行規程で定めるところにより、その馬による有責妨害を受けた馬より後の着順とする。

(着順)

第51条 競走（裁決委員が前条の規定により降着とした馬（以下「降着馬」という。）がある場合の競走を除く。）において、失格馬を除き、第47条の規定により決勝審判委員が最初に決勝線に到達したと判定した馬を第1着とし、その他の馬については決勝審判委員がその馬より前に決勝線に到達したと判定した馬の頭数に1を加えたものをもってその馬の着順とする。この場合において、同時に決勝線に到達した馬は同着とする。

- 2 降着馬がある場合の競走における各馬の着順は、決勝線に到達しなかった馬及び失格馬を除き、施行規程で定めるところにより、その馬より前の着順とされる馬（以下「上位馬」という。）のない馬を第1着とし、その他の馬については上位馬の頭数に1を加えたものとする。この場合において、同じ着順とされる馬は同着とする。

- 3 裁決委員は、競走終了後遅滞なく、前2項の規定による着順を確定し、その旨を宣言しなければならない。この場合において、失格馬又は降着馬があるときは、併せてその旨を宣言しなければならない。

- 4 規則第8条第1項ただし書の規約で定める各馬の着順は、前項の規定により確定する着順とする。

- 5 規則第7条第1項から第5項までの勝馬は、第3項の裁決委員の着順の確定宣言（重勝式勝馬投票法にあっては、その最後の競走に係る第3項の裁決委員の着順の確定宣言）により確定する。

(失格又は降着の裁決の申立て)

第52条 競走に出走した馬の馬主、調教師、騎手その他の施行規程で定める者は、施行規程で定めるところにより、第49条第4号の規定による失格又は第50条第1項の規定による降着とする裁決を求める旨の申立てを、前条第3項の規定による着順の確定前に限り、行うことができる。

- 2 裁決委員は、前項の申立てがあったときは、これを裁決し、その結果を申立てを行った者に通知する。

(着順確定後の失格)

第53条 第51条第3項の規定により着順が確定した馬について、当該競走が行われた日の翌日から起算して5年以内に第49条第1号、第2号又は第9号のいずれかに該当する事由があると認めた場合は、その馬を失格とする。

第54条 前条の失格があった場合は、施行規程で定めるところにより、第51条第3項の規定により着順が確定した馬のうち着順を変更する必要があると認めた馬の着順を変更する。

第55条 前条の規定による着順の変更があった場合において、当該失格となった馬又は当該着順を変更された馬に係る当該競走における賞状、賞品又は賞金（以下「賞金等」という。）を既に受領している者は、理事長が指定する期日までに、競馬番組で定めるところにより、当該賞金等を競馬会に返還しなければならない。

第8節 禁止薬物及び規制薬物

(競走能力に影響を及ぼす薬品及び薬剤の使用禁止)

第56条 出馬投票をした馬その他の競走に出走させようとする馬(次項において「出走予定馬」という。)について、別表(2)に掲げる馬の競走能力を一時的に高め、又は減ずる薬品又は薬剤(以下「禁止薬物」という。)を使用してはならない。

2 禁止薬物以外のものであっても、出走予定馬について馬の競走能力を一時的に高め、又は減ずる目的をもって使用してはならない。

3 出走させようとする競走の当日において禁止薬物の影響下にある馬を出馬投票してはならない。

4 調教師は、前3項の規定の違反を防止するため、自己の管理する馬について適切な措置を執らなければならない。

5 第1項から第3項までの規定に違反した場合又は違反した疑いがある場合には、裁決委員は、当該馬の馬体の検査、検査材料(尿、唾液、血液、被毛等をいう。以下同じ。)の採取その他必要な措置を執ることができる。

(規制薬物の影響下にある馬の出走制限)

第56条の2 出走させようとする競走の当日において馬の福祉及び事故防止の観点から使用を規制する薬品又は薬剤であって別表(3)に掲げるもの(以下「規制薬物」という。)の影響下にある馬を出馬投票し、又は規制薬物の影響下にある馬を競走に出走させてはならない。

2 調教師は、前項の規定の違反を防止するため、自己の管理する馬について適切な措置を執らなければならない。

3 第1項の規定に違反した場合又は違反した疑いがある場合には、裁決委員は、当該馬の馬体の検査、検査材料の採取その他必要な措置を執ることができる。

(薬物の取締り)

第56条の3 獣医委員(第79条第1項の規定により置かれる獣医委員をいう。次条及び第58条第3項において同じ。)は、第56条第1項から第3項まで及び前条第1項の規定の違反を防止するため、調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は^{きゆう}厩務員に対し、必要な事項を命じ、又は指示を与えることができる。

第57条 獣医委員及びその命を受けた者が、馬の監視のため^{きゆう}厩舎内へ出入する場合には、これを拒むことができない。

(理化学検査)

第58条 競走において、第51条第3項の規定により確定した着順が第3着までの馬及び特に裁決委員が指定した馬については、禁止薬物及び規制薬物に関する検査(以下「理化学検査」という。)を行う。

2 前項に規定する馬の調教師は、施行規程で定めるところにより、当該馬について理化学検査を受けるために必要な検体(尿又は血液をいう。以下同じ。)の採取を受けなければならない。ただし、裁決委員が特に認めた場合は、この限りでない。

3 第1項に規定する馬に対しては、当該競走終了後から検体の採取が終了するまでの間、給飼し、又は投薬してはならない。ただし、獣医委員が特に認めた場合は、この限りでない。

- 4 第56条第5項又は第56条の2第3項に規定する場合において、裁決委員が必要と認めるときには、これらの規定に基づき採取した検査材料について、理化学検査を行う。
- 5 競馬会は、第1項及び前項に規定する理化学検査を公益財団法人競走馬理化学研究所に行わせるものとする。

第59条 理化学検査において、施行規程で定めるところにより、禁止薬物の存在が確認された場合には当該禁止薬物について第56条第1項の規定の違反が、規制薬物の存在が確認された場合には当該規制薬物について第56条の2第1項の規定の違反が、それぞれあったものとする。

- 2 理化学検査において、禁止薬物のうち別表(2)において特に指定するものについては、当該禁止薬物に係る^{いき}閾値(禁止薬物の存否についての判定の際、理化学検査において一定の値を超えた場合に限り、当該禁止薬物の存在が確認されたものとする当該値をいう。)に基づいて存在を確認するものとする。

第9節 制裁等

(制裁)

第60条 令第11条第2項第9号の戒告その他競馬会の規約で定める制裁は、次のとおりとする。

- (1) 調教師の調教又は騎手の騎乗を停止すること。
- (2) 調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は^{きゅう}厩務員に対し過怠金を課すること。
- (3) 馬主、調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は^{きゅう}厩務員に対し戒告すること。
- (4) 馬主、調教師、騎手、調教助手、騎手候補者若しくは^{きゅう}厩務員又は馬主、調教師、騎手、調教助手、騎手候補者若しくは^{きゅう}厩務員であった者に対し競馬会の行う競馬に関与することを禁止し、又は停止すること。
(競馬関与の禁止又は停止)

第61条 次の各号のいずれかに該当する馬主、調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は^{きゅう}厩務員は、競馬会の行う競馬に関与することを禁止し、又は停止する。

- (1) 馬の血統を証明する書類を偽造し、変造し、又は不正に行使した者
- (2) 不正の目的をもって、資格のない馬について競走馬登録若しくは特別登録を受け、又は資格のない馬を出走させた者
- (3) 競走に関し、不正な協定の申込みをし、又は不正な協定をした者
- (4) 競走の公正を害する行為をすることを条件として、財物その他の利益を収受し、要求し、又は収受することを約束した者
- (5) 競走の公正を害する目的をもって調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は^{きゅう}厩務員に対し、暴行し、脅迫し、財物その他の利益を与えようとし、与え、又は与えることを

約束した者

- (6) 競走の公正を害する目的をもって、競走馬に危害を加え、若しくは加えようとし、又は不正の処置をし、若しくはしようとした者
 - (7) 不正の目的をもって、施行規程で定める重量を負担させなかった騎手
 - (8) 競走について利益を得、又は他人に得させるため馬の全能力を発揮させなかった者
 - (9) 第56条第1項又は第2項の規定に違反した者
 - (10) 第56条第1項又は第2項の規定の違反に該当した馬を事情を知って出走させ、又は出走させようとした者
 - (11) 競走の実施を妨害し、又は開催執務委員（第79条第2項の施行規程で定める委員を含む。以下同じ。）が職務を執行することを妨害した者
 - (12) 法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者
 - (13) 前号に規定する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられた者であって競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの
- 2 前項各号のいずれかに該当する者であって、その該当することとなった当時（第12号及び第13号については、その有罪判決の中で示された罪となるべき事実があった当時）において、馬主、調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩務員であったものは、競馬会の行う競馬に關与することを禁止し、又は停止する。

（報告義務）

第62条 次の各号のいずれかに該当する場合には、調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩務員は、直ちに裁決委員に、その旨を報告しなければならない。

- (1) 前条第1項第3号に該当する協定の申込みを受けた場合
 - (2) 前条第1項第5号に該当する暴行若しくは脅迫を受け、又は財物その他利益の提供、又は提供の申込みがあった場合
 - (3) 競走馬につき、前条第1項第6号に該当する危害を加えられ、若しくは加えられようとし、又は不正な処置をされ、若しくはされようとした場合
- （馬の出走停止）

第63条 競走の公正を確保するため、馬が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて、その馬の出走を停止する。

- (1) 競走において他の馬に危害を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 調教が十分でないとき。
- (3) 健康に支障があるとき。
- (4) 第56条第1項又は第2項の規定の違反があったとき。
- (5) 競走に關し、不正な協定の実行その他不正な目的に供せられるおそれがあるとき。

第64条 馬主（法人にあってはその役員、組合にあってはその組合員）が法違反で起訴された場合その他競馬の公正を害するおそれがあると認められる刑事事件で起訴された場合は、その裁判が確定するまでの間、その者の所有する馬（共有馬を含み、法人の役員にあ

ってはその法人の所有する馬とし、組合の組合員にあってはその組合の組合財産である馬とする。)の出走を停止する。

- 2 出馬投票をした馬のうち施行規程で定めるところにより出走できる馬となったものが、馬の事故又は疾病を証明する書類を提出し裁決委員の許可を受けた場合その他の施行規程で定める事由によらないで、出走しなかったときは、その馬につき、30日以内において、期間を定めて出走を停止する。
- 3 第55条の規定に該当する馬主その他の施行規程で定める事由により賞金等を返還しなければならない馬主が、理事長が指定する期日までにこれらを返還しないときは、当該期日の翌日からその返還がある日までの間、その者の所有する馬（共有馬を含み、その者が組合である場合には、組合財産である馬。次条において同じ。）の出走を停止する。
- 4 地方競馬指定交流競走に馬を出走させた馬主が、地方競馬の実施に関する規程の規定により、当該競走における当該馬に係る賞状、賞品、賞金、奨励金、手当その他これに類する金品（以下この項において「賞金等」という。）を指定された期日までに返還しなければならない場合であって、当該期日までに賞金等を返還しないときは、当該期日の翌日からその返還がある日までの間、その者の所有する馬の出走を停止する。

（調教又は騎乗の停止）

第65条 第61条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、次の各号のいずれかに該当する調教師又は騎手に対して、期間を定めて、調教又は騎乗を停止する。

- (1) 正当の理由がないのに、競走において馬の全能力を発揮させなかった騎手
- (2) 正当の理由がないのに、施行規程で定める競走後の重量の計量を受けなかった騎手
- (3) 緩慢に発走させ、若しくは発走合図を受けたのに発走させなかった騎手
- (4) 前3号に定めるもののほか、競走の公正を害し、又は競走に支障を生じさせた調教師又は騎手

第66条 調教師又は騎手が法違反で起訴された場合その他競馬の公正を害するおそれがあると認められる刑事事件で起訴された場合は、その裁判が確定するまでの間、その者の調教又は騎乗を停止する。

（調教若しくは騎乗の停止、戒告又は過怠金の賦課）

第67条 第61条第1項各号、第65条各号のいずれか又は前条に該当する場合を除き、次の各

号のいずれかに該当する馬主、調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又はきゅう厩務員に対して、期間を定めて、調教若しくは騎乗を停止し、戒告し、又は500,000円以下の過怠金を課する。

- (1) 資格のない馬について競走馬登録若しくは特別登録を受け、若しくは受けようとし、又は資格のない馬を出走させ、若しくは出走させようとした馬主又は調教師
- (2) 第11条第2項若しくは第3項の届出を怠り、又は虚偽の届出をした共有代表馬主
- (3) 第21条の届出を怠り、又は虚偽の届出をした馬主
- (4) 馬主の名義を借りた者と馬の預託契約をした調教師
- (5) 第33条の規定に違反した調教師
- (6) 馬の装具に関する義務その他の施行規程で定める競走の公正な実施に必要な義務に違反した調教師

- (7) 騎手の装備に関する義務、競走中の進路の取り方に関する義務その他の施行規程で定める競走の公正な実施に必要な義務に違反した騎手
- (8) 第56条第1項若しくは第2項の規定の違反に該当した馬を事情を知らないで出走させ、若しくは出走させようとし、第56条の2第1項の規定の違反に該当した馬を事情を知って若しくは事情を知らないで出走させ、若しくは出走させようとし、馬主の代理人として第56条第3項若しくは第56条の2第1項の規定に違反して出馬投票をし、又は第56条第4項若しくは第56条の2第2項の規定に違反した調教師
- (9) 第58条第2項その他の施行規程で定める検体の採取に必要な義務に違反した調教師
又は同条第3項の規定に違反した調教師、騎手、調教助手、騎手候補者若しくは厩務員
- (10) 第55条の規定その他の施行規程で定める賞金等の返還の義務に違反した調教師、騎手、調教助手又は厩務員
- (11) 開催執務委員の命令又は指示に従わなかった者
- (12) 開催執務委員以外の競馬に関する事務に従事する者の職務執行を妨害した者
- (13) 第62条の規定に違反した調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩務員
- (14) 地方競馬指定交流競走の公正かつ安全な実施を害する行為をした者（その行為について既に当該競走に係る制裁を行う機関により戒告を受けた者を除く。）
- (15) 外国の競馬の競走の公正かつ安全な実施を害する行為をした者（その行為について既に当該競走に係る制裁を行う機関により戒告若しくは過怠金の賦課に相当する処分を受けた者又は期間を定めて騎乗を停止された騎手であって、当該競走後から引き続き本邦外の地域にあり、かつ、当該騎乗を停止された期間を満了したものと認められるものを除く。）
- (16) 前各号に定めるもののほか、競馬の公正確保について業務上の注意義務に違反した者
- (17) 競馬の公正確保について業務上の注意義務を負う者としてふさわしくない非行のあった者
(予防措置)

第68条 裁決委員は、競走の公正を確保するため必要であり、又は安全な競馬の実施に支障を来すおそれがあると認めるときは、調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩務員に対して、予防上必要な指導措置を執るものとする。

第10節 勝馬投票

(勝馬投票法)

第69条 競馬会が実施する勝馬投票法は、単勝式勝馬投票法、複勝式勝馬投票法、連勝単式勝馬投票法、連勝複式勝馬投票法及び重勝式勝馬投票法とする。

- 2 競馬会が実施する連勝単式勝馬投票法は、馬番号二連勝単式勝馬投票法及び馬番号三連勝単式勝馬投票法とする。
- 3 競馬会が実施する連勝複式勝馬投票法は、枠番号二連勝複式勝馬投票法、普通馬番号二

連勝複式勝馬投票法、拡大馬番号二連勝複式勝馬投票法及び馬番号三連勝複式勝馬投票法とする。

4 競馬会が実施する重勝式勝馬投票法は、五重勝単勝式勝馬投票法とする。

(勝馬投票券)

第70条 勝馬投票券には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 勝馬投票法の種類を示す文字
- (2) 当該競馬場名（重勝式勝馬投票法であって、その競走を実施する競馬場が複数あるときは、その全ての競馬場名）
- (3) 当該競馬開催（重勝式勝馬投票法であって、その競走を実施する競馬開催が複数あるときは、その全ての競馬開催。以下この号において同じ。）の年及びその年における当該競馬開催の順位を示す文字
- (4) 当該競走（重勝式勝馬投票法にあつては、そのすべての競走。次号及び第6号において同じ。）が当該競馬の何日目であることを示す文字
- (5) 当該競走の番号
- (6) 当該競走についての1種類以上の馬の番号（連勝単式勝馬投票法、連勝複式勝馬投票法及び重勝式勝馬投票法にあつては組。以下同じ。）
- (7) 前号のそれぞれの馬の番号に係る勝馬投票の金額（100円の整数倍に相当する金額とする。）及び2種類以上の馬の番号を記載する場合にあつてはその合計額
- (8) 勝馬投票券番号
(勝馬投票券の発売)

第71条 勝馬投票券は、別表(1)の競馬場内の勝馬投票券発売所及び令第2条第1項の承認を受けた競馬場外の勝馬投票券発売所において発売する。

2 電話機、電子計算機その他の機器を通じて勝馬投票を行う契約に基づいて勝馬投票券の購入の申込みを受け付ける場合にあつては、競馬会が当該申込みに係る勝馬投票券の受領を当該申込者に代って行い、当該申込者は、次のいずれかの方法により、当該勝馬投票に係る金額に相当する額を支払うものとする。

- (1) 当該申込者の金融機関の口座から競馬会の金融機関の口座に当該勝馬投票に係る金額に相当する額を振り込む方法
- (2) 当該申込者を名義人とするクレジットカードの発行者に競馬会の金融機関の口座に当該勝馬投票に係る金額に相当する額を振り込ませる方法
- (3) 当該申込者に貸与された識別カード（理事長が指定するカードであつて勝馬投票を行おうとする者を識別するための集積回路を付したものをいう。以下同じ。）に係るものとして競馬会の電子計算機に記録されている金額から、競馬会が当該勝馬投票に係る金額に相当する額を減算する方法

3 勝馬投票券の発売は、法第6条第2項に規定する勝馬投票券をもって行う。

4 競馬会は、第2項の契約を締結した者であつて、当該者又は当該者の家族その他の理事長が定める者からの申請に基づき、理事長が、電話機、電子計算機その他の機器を通じた勝馬投票券の購入の申込みを受け付けないこと（以下この項において「申込拒否」という。）を相当と認めるものについて、申込拒否を行う。

(勝馬投票券の枚数等の公表等)

第71条の2 競馬会は、勝馬投票券の発売を締め切った後、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、重勝式勝馬投票法にあっては、競馬場内において入場者の求めに応じて当該事項を開示するものとする。

- (1) 勝馬投票法の種類別並びに単勝式勝馬投票法及び複勝式勝馬投票法にあっては各馬別、連勝単式勝馬投票法、連勝複式勝馬投票法及び重勝式勝馬投票法にあっては各組別に区分した勝馬投票券の発売枚数
- (2) 重勝式勝馬投票法において法第9条第1項又は第3項の加算金がある場合にあっては、当該加算金の額
(払戻金等の交付)

第72条 払戻金、法附則第5条第1項の1号給付金及び2号給付金並びに返還金(以下「払戻金等」という。)は、別表(1)の競馬場内の払戻金交付所及び令第2条第1項の承認を受けた競馬場外の払戻金交付所において交付する。

- 2 第71条第2項第1号及び第2号の場合における払戻金等の交付については、当該勝馬投票券に係る払戻金等を当該申込者の金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、同項第2号の方法により支払を行う場合における返還金にあっては、当該勝馬投票に係る金額に相当する額と相殺するものとする。
- 3 第71条第2項第3号の場合における払戻金等の交付については、当該勝馬投票券に係る払戻金等を、当該識別カードに係るものとして競馬会の電子計算機に記録されている金額に加算するものとする。
- 4 払戻金等は、当該勝馬投票券と引換えに交付する。ただし、第70条の規定により記載された文字が不明である勝馬投票券又は甚だしく破損した勝馬投票券に対しては、払戻金等は交付しない。

第11節 入場料、入場者等

(入場料)

第73条 競馬場の入場者に対しては、観覧設備その他の事項を勘案して理事長が定める額の入場料を徴収し、入場券を交付する。ただし、法第5条ただし書の規定に基づき農林水産大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 規則第4条第1項第7号の競馬会の規約で定めるものは、次のとおりとする。
 - (1) 皇族
 - (2) 外交官
 - (3) 競馬に関し学識経験を有する者であつて理事長が定めるもの
 - (4) 中央競馬に関し功労があつた者であつて理事長が定めるもの
 - (5) 競走馬登録を受けている馬を生産した者
 - (6) 中央競馬に係る報道関係者であつて理事長が定めるもの
 - (7) 中央競馬の事務に従事する者
 - (8) 競馬場内の売店の従業員
 - (9) 前各号に定めるもののほか、理事長が競馬開催に関し必要と認める者
 - (10) 15歳未満の者(記章又は通行章の着用)

第73条の2 次に掲げる者は、競馬の開催期間中は、施行規程で定める場合を除き、競馬場

内並びに競馬場外の勝馬投票券発売所及び払戻金交付所（以下「場外設備」という。）において、競馬会又は競馬会の指定する者が交付する記章又は通行章を着用しなければならない。

- (1) 競馬会の役員及び職員並びに中央競馬の事務に従事する者
- (2) 調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩務員^{きゅう}
- (3) 馬主
- (4) 報道関係者
- (5) 前各号に掲げる者以外の者であつて競馬会が必要と認めるもの
（厩舎^{きゅう}区域内の取締り）

第74条 次に掲げる者でなければ、競馬を開催している競馬場の厩舎^{きゅう}区域に入ることができない。

- (1) 競馬に関係する政府職員
- (2) 競馬会の役員及び職員並びに中央競馬の事務に従事する者
- (3) 調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩務員^{きゅう}
- (4) その競馬場の厩舎^{きゅう}に馬を入厩^{きゅう}させている馬主
- (5) 前各号に掲げる者以外の者であつて特に許可されたもの
（入場の拒否）

第75条 競馬会は、令第10条第1項第5号の規定に基づき、次の各号（第73条第1項ただし書に規定する場合にあつては、第2号から第8号まで）のいずれかに該当する者の競馬場への入場を拒否する。

- (1) 入場券を持っていない者（規則第4条第1項第1号から第6号までに規定する者及び第73条第2項各号に規定する者を除く。）
- (2) 第73条の2の規定により記章又は通行章を着用すべき者であつて、これらを着用していないもの
- (3) 競馬会、都道府県又は指定市町村が行う競馬に関与することを禁止され、又は停止されている者
- (4) 他人の勝馬投票券の購入を妨害し、又は強制し、若しくはこれに故なく干渉した者
- (5) 法第30条第3号、第31条第1号若しくは第33条第2号に掲げる者又はこれに該当することとなるおそれがある者
- (6) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第1条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- (7) 他人の迷惑となるような服装をし、又は言動をしている者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、競馬の公正を害し、又は競馬場内の秩序を乱すおそれがある者

る者

(退場命令)

第76条 競馬会は、令第10条第1項第5号の規定に基づき、競馬場の入場者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対して競馬場からの退場を命ずることができる。

- (1) 前条各号(第73条第1項ただし書に規定する場合にあっては、前条第2号から第8号まで)に掲げる者
 - (2) 違法な行為をし、又はしようとした者
 - (3) 競馬の実施を妨げる行為をし、又はしようとした者
 - (4) 競馬場内の秩序を乱した者
 - (5) 競馬場内で業として勝馬の予想をし、又は許可を受けないで物品を販売した者
- (入場の制限)

第76条の2 競馬会は、競馬場への入場の制限を申請した者又は競馬場への入場の制限の対象となる者の家族その他の理事長が定める者からの申請に基づき、理事長が、競馬場への入場を制限すること(以下この条において「入場制限」という。)を相当と認める者について、入場制限を行う。

(準用規定)

第77条 前3条の規定(第75条第1号に係る部分を除く。)は、場外設備について準用する。

この場合において、「競馬場」とあるのは、「場外設備」と読み替えるものとする。

(一定の場所への立入禁止)

第78条 馬場、審判台、検量所、装鞍所、^{あん}検体採取所、下見所、勝馬投票券発売所又は払戻金交付所には、競馬会の役員及び職員その他これらの場所において競馬の事務に従事する者又は特に許可された者でなければ、立ち入ることができない。

第12節 開催執務委員

第79条 競馬会は、競馬を開催する場合には、令第11条第2項各号の事務を処理させるため、次に掲げる開催執務委員を置く。

- (1) 委員長
 - (2) 副委員長
 - (3) 裁決委員
 - (4) 馬場取締委員
 - (5) ハンデキャップ作成委員
 - (6) 検量委員
 - (7) 発走委員
 - (8) 決勝審判委員
 - (9) 勝馬投票委員
 - (10) 獣医委員
 - (11) 整理委員
- 2 競馬会は、前項の開催執務委員のほか、競馬の開催に必要な事務を処理させるため、施行規程で定める委員を置く。
- 3 委員長は、開催執務委員の長として、当該競馬の開催に関する事務を掌理するとともに、

他の開催執務委員を指揮統轄する。第74条第5号の許可、第75条の入場拒否、第76条の退場命令及び第76条の2の入場制限並びに第77条において準用する第75条の入場拒否、第76条の退場命令及び第76条の2の入場制限は、委員長の権限とする。

- 4 副委員長は、委員長を補佐して当該競馬の開催に関する事務を掌理し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときに、臨時に、その職務を行う。
- 5 第1項第3号から第11号までの開催執務委員の事務は、次の各号に掲げる開催執務委員の区分に応じた当該各号に掲げる事務とする。
 - (1) 裁決委員 令第11条第2項第6号及び第9号の事務
 - (2) 馬場取締委員 令第11条第2項第2号の事務
 - (3) ハンデキャップ作成委員 令第11条第2項第1号の事務
 - (4) 検量委員 令第11条第2項第5号の事務
 - (5) 発走委員 令第11条第2項第3号の事務
 - (6) 決勝審判委員 令第11条第2項第4号の事務
 - (7) 勝馬投票委員 令第11条第2項第10号の事務
 - (8) 獣医委員 令第11条第2項第8号の事務
 - (9) 整理委員 令第11条第2項第7号の事務

第13節 公正審査委員

第80条 理事長は、次に掲げる処分を行おうとする場合には、あらかじめ、日本中央競馬会法施行規則（昭和29年農林省令第56号）第2条の8に規定する者（以下「公正審査委員」という。）の意見を聴くものとする。

- (1) 馬主の登録及びその抹消
- (2) 調教師及び騎手の免許並びにその取消し
- (3) 前2号に掲げる処分その他競馬会が行う処分についての審査請求に対する裁決

2 公正審査委員の会議は、理事長が招集する。

第3章 競馬会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走

(海外競馬発売対象競走についての出走馬)

第81条 海外競馬委員（第90条第1項の規定により置かれる海外競馬委員をいう。以下同じ。）は、海外競馬発売対象競走を実施するもの（以下「海外競馬主催者」という。）が確定した当該競走に出走すべき馬について、その馬の名、番号、負担重量及び騎手の氏名を確認するものとする。

2 海外競馬委員は、前項の馬の名、番号、負担重量及び騎手の氏名を速やかに公表するものとする。

(海外競馬発売対象競走についての発走予定時刻)

第82条 海外競馬委員は、海外競馬発売対象競走についての発走予定時刻を確認するものとする。

2 海外競馬委員は、前項の発走予定時刻を速やかに公表するものとする。

(海外競馬発売対象競走についての到達順位)

第83条 海外競馬発売対象競走の到達順位は、当該競走の海外競馬主催者のうち令第11条第2項第4号の事務に相当する事務を処理する者が判定するものによるものとする。

2 海外競馬委員は、前項の海外競馬主催者から得られた情報に基づき、同項の到達順位を

確認するものとする。

(海外競馬発売対象競走についての着順及び異議の裁決)

第84条 海外競馬委員は、海外競馬発売対象競走の終了後遅滞なく、当該競走の海外競馬主催者から得られた情報に基づき、当該競走の着順を確認し、確定するものとする。

2 海外競馬委員は、前項の着順の確定により、当該海外競馬発売対象競走における規則第7条第1項から第5項までの勝馬について確定し、その旨を公表するものとする。

3 海外競馬委員は、海外競馬発売対象競走についての異議の裁決を確認するものとする。
(海外競馬発売対象競走についての情報の収集等)

第85条 競馬会は、海外競馬発売対象競走について、次に掲げる事項に係る情報を収集し、当該情報を公表するものとする。

- (1) 映像に関する事項
- (2) 番組に関する事項
- (3) 発走に関する事項
- (4) 戒告その他制裁に関する事項
- (5) 馬の競走能力を一時的に高め又は減ずる薬品又は薬剤の使用その他競馬の公正を害すべき行為の取締りに関する事項

(海外競馬発売対象競走についての入場の拒否)

第86条 競馬会は、令第10条第1項第5号の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者の海外競馬発売対象競走についての勝馬投票券を発売する競馬場への入場を拒否する。

- (1) 第73条の2の規定により記章又は通行章を着用すべき者であって、これらを着用していないもの
- (2) 競馬会、都道府県又は指定市町村が行う競馬に関与することを禁止され、又は停止されている者
- (3) 他人の勝馬投票券の購入を妨害し、又は強制し、若しくはこれに故なく干渉した者
- (4) 法第30条第3号、第31条第1号若しくは第33条第2号に掲げる者又はこれに該当することとなるおそれがある者
- (5) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第1条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- (6) 他人の迷惑となるような服装をし、又は言動をしている者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、競馬の公正を害し、又は競馬場内の秩序を乱すおそれがある者

(海外競馬発売対象競走についての退場命令)

第87条 競馬会は、令第10条第1項第5号の規定に基づき、前条の競馬場の入場者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対して競馬場からの退場を命ずることができる。

- (1) 前条各号に掲げる者
- (2) 違法な行為をし、又はしようとした者
- (3) 中央競馬の実施を妨げる行為をし、又はしようとした者

- (4) 競馬場内の秩序を乱した者
- (5) 競馬場内で業として勝馬の予想をし、又は許可を受けないで物品を販売した者
(海外競馬発売対象競走についての入場の制限)

第87条の2 競馬会は、第86条の競馬場への入場の制限を申請した者又は同条の競馬場への入場の制限の対象となる者の家族その他の理事長が定める者からの申請に基づき、理事長が、同条の競馬場への入場を制限すること(以下この条において「入場制限」という。)を相当と認める者について、入場制限を行う。

(準用規定)

第88条 前3条の規定は、場外設備について準用する。この場合において、「競馬場」とあるのは、「場外設備」と読み替えるものとする。

(海外競馬発売対象競走についての勝馬投票券)

第89条 海外競馬発売対象競走についての勝馬投票券には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 勝馬投票法の種類を示す文字
- (2) 当該競走が実施される競馬場名(重勝式勝馬投票法であって、その競走を実施する競馬場が複数あるときは、その全ての競馬場名)
- (3) 当該競走が実施される年
- (4) 当該競走(重勝式勝馬投票法にあつては、その全ての競走。次号において同じ。)の番号
- (5) 当該競走についての1種類以上の馬の番号(連勝単式勝馬投票法、連勝複式勝馬投票法及び重勝式勝馬投票法にあつては、組。以下同じ。)
- (6) 前号のそれぞれの馬の番号に係る勝馬投票の金額(100円の整数倍に相当する金額とする。)及び2種類以上の馬の番号を記載する場合にあつては、その合計額
- (7) 勝馬投票券番号
(海外競走勝馬投票執務委員)

第90条 競馬会は、海外競馬発売対象競走について勝馬投票券を発売をする場合には、令第11条第3項各号の事務を処理させるため、次に掲げる海外競走勝馬投票執務委員を置く。

- (1) 海外競馬委員長
- (2) 海外競馬副委員長
- (3) 海外競馬委員

2 競馬会は、前項の海外競走勝馬投票執務委員のほか、海外競馬発売対象競走についての勝馬投票券の発売に必要な事務を処理させるため、海外競馬勝馬投票実施規程で定める委員を置く。

3 海外競馬委員長は、海外競走勝馬投票執務委員の長として、海外競馬発売対象競走についての勝馬投票券の発売に係る事務を掌理するとともに、他の海外競走勝馬投票執務委員を指揮統轄する。この場合において、第86条の入場拒否、第87条の退場命令及び第87条の2の入場制限並びに第88条において準用する第86条の入場拒否、第87条の退場命令及び第87条の2の入場制限は、海外競馬委員長の権限とする。

4 海外競馬副委員長は、海外競馬委員長を補佐して海外競馬発売対象競走についての勝馬投票券の発売に関する事務を掌理し、海外競馬委員長が欠けたとき又は海外競馬委員長に事故があるときに、臨時に、その職務を行う。

- 5 第1項第3号の海外競馬委員の事務は、令第11条第3項各号に掲げる事務とする。
(準用規定)

第91条 第69条及び第71条から第72条までの規定は、海外競馬発売対象競走について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年9月1日から施行する。ただし、別表(2)に掲げる薬物のうち、アルプレノロール、イプラトロピウム、オクスプレノロール、クレンブテロール、サルブタモール、テルブタリン、トレンボロン、フルオキシメステロン、プロプラノロール、ベンゾジアゼピン誘導体、 17α -メチルステロイド類及びメトプロロールに係る規定の適用にあっては、平成20年1月1日から施行する。

(規約の廃止)

- 2 日本中央競馬会競馬施行規程(昭和29年規約第1号)、中央競馬と地方競馬相互間の交流による競走に関する特例を定める規程(昭和48年規約第5号)、国際交流競走に関する特例を定める規程(昭和56年規約第3号)及び日本中央競馬会競馬施行規程の一部を改正する規約(平成19年規約第1号)は廃止する。

(経過措置)

- 3 前項に掲げる各規程(日本中央競馬会競馬施行規程の一部を改正する規約を除く。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この規約の規定に相当の規定があるものは、この規約の相当の規定によってしたものとみなす。
- 4 第14条第3号、第15条第2項(第14条第3号に係る部分に限る。)及び第18条第1項第5号の規定は、平成19年1月1日以後に出生した馬に係る競走馬登録について適用する。

附 則(平成20年12月8日規約第2号)

この規約は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成22年12月24日規約第1号)

この規約は、平成23年1月1日から施行する。ただし、第51条第5項、第69条第1項及び第4項並びに第70条第2号から第4号まで及び第6号の規定は、同年4月1日から起算して3月を超えない範囲内において理事長が定める日(平成23年4月23日)から施行する。

附 則(平成23年2月28日規約第1号)

この規約は、平成23年4月1日から起算して3月を超えない範囲内において理事長が定める日(平成23年4月8日)から施行する。

附 則(平成23年6月29日規約第3号)

この規約は、平成23年6月29日から施行し、改正後の日本中央競馬会の競馬の施行等に関する規約の規定は、同年6月1日から適用する。

附 則(平成24年4月20日規約第1号)

この規約は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成24年5月30日規約第2号)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の日本中央競馬会の競馬の施行等に関する規約第5条第1項第1号イ、第2号ニ及び第3号ハの規定の適用については、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）に規定する外国人登録原票の写しは、それが作成された日から起算して3月を経過する日までの間は、住民票の写しとみなす。

附 則（平成24年11月1日規約第3号）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成25年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の日本中央競馬会の競馬の施行等に関する規約第29条の規定にかかわらず、平成25年度の調教師又は騎手の免許試験（1年間の効力を有する免許に係るものに限る。）の合格者に係る提出書類については、なお従前の例による。

附 則（平成25年2月25日規約第1号）

この規約は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表(2)の改正規定中アドラフィニル、アミノフィリン、アミノレックス、アルプレノキシム、アンフェタミニル、イブテロール、エチルアンフェタミン、エチルモルヒネ、カルバマゼピン、キンボロン、グアイフェネシン、クロベンゾレックス、コデイン、コリンテオフィリン、シクラゾドン、ジメチルアンフェタミン、セレギリン、デキストロアンフェタミン、テストステロン、デプレニル、トラマドール、バンブテロール、ファンプロファゾン、フェネチリン、フェンカミン、フェンプロレックス、フルフェノレックス、プレニラミン、ベタキソロール、ヘロイン、ベンズフェタミン、ボルジオン、メソカルブ、メトカルバモール、メフェノレックス、モダフィニル及びリスデクスアンフェタミンを加える改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月4日規約第1号）

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月13日規約第2号）

この規約は、平成26年6月7日から施行する。

附 則（平成26年11月25日規約第3号）

この規約は、農林水産大臣の認可のあった日（平成26年11月25日）から施行する。

附 則（平成27年10月19日規約第1号）

この規約は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日規約第1号）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の日本中央競馬会競馬施行規約第16条、第18条第1項第2号及び第2項並びに第19条第1項第8号の規定は、平成27年以後に生まれた馬について適用し、平成26年以前に生まれた馬に係る競走馬登録については、なお従前の例による。

附 則（平成28年11月30日規約第4号）

この規約は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年8月6日規約第1号)

この規約は、平成30年9月8日から施行する。

附 則 (平成30年9月19日規約第2号)

この規約は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月29日規約第1号)

この規約は、農林水産大臣の認可のあった日(令和元年5月29日)から施行する。

附 則 (令和元年8月22日規約第2号)

(施行期日)

- 1 この規約は、令和元年9月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行前になされた馬主登録の申請に係る登録又は馬主登録簿の記載事項の変更の届出に係る取扱いについては、なお従前の例による。

附 則 (令和3年4月28日規約第1号)

この規約は、令和3年6月5日から施行する。

附 則 (令和4年1月26日規約第1号)

この規約は、令和4年2月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月23日規約第2号)

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

別表(1) (第4条関係)

競馬場の名称	所在地
札幌競馬場	北海道札幌市
函館競馬場	北海道函館市
福島競馬場	福島県福島市
新潟競馬場	新潟県新潟市
中山競馬場	千葉県船橋市
東京競馬場	東京都府中市
中京競馬場	愛知県豊明市
京都競馬場	京都府京都市
阪神競馬場	兵庫県宝塚市
小倉競馬場	福岡県北九州市

別表(2) (第56条、第59条関係)

1	アセプロマジン	46*	ナンドロロン
2	アドラフィニル	47	ニケタミド
3	アミノフィリン	48	ニコチン
4	アミノレックス	49	バルビタール
5	アルプレノキシム	50	バルビツール酸誘導体
6	アルプレノロール	51	バンブテロール
7	アンフェタミニル	52	ピプラドロール
8	アンフェタミン	53	ファンプロファゾン
9	イブテロール	54	フェネチリン
10	エタノール	55	フェンカミン
11	エチルアンフェタミン	56	フェンプロボレックス
12	エチルモルヒネ	57	フラザボール
13	エフェドリン	58	フルオキシメステロン
14	10-オキソカンファー	59	ブルシン
15	オクスプレノロール	60	フルフェノレックス
16	カフェイン	61	プレニラミン
17	カルバマゼピン	62	プロカテロール
18	カンフル	63	プロピオニルプロマジン
19	キシラジン	64	プロプラノロール
20*	キンボロン	65	プロマジン
21	クレンブテロール	66	ベタキシロール
22	クロベンゾレックス	67	ペモリン
23	クロルプロマジン	68	ヘロイン
24	クロルプロマジンスルホキシド	69	ベンズフェタミン
25	コカイン	70	ベンゾジアゼピン誘導体
26	コデイン	71	ペンタゾシン
27	コリンテオフィリン	72	ペンテトラゾール
28	サルブタモール	73*	ボルジオン
29	シクラゾドン	74*	ボルデノン
30	ジメチルアンフェタミン	75	メソカルブ
31	ジモルホラミン	76	メタンフェタミン
32	スタノゾロール	77	メチルエフェドリン
33	ストリキニーネ	78	17 α -メチルステロイド類
34	セレギリン	79	メチルフェニデート
35	テオフィリン	80	メデトミジン
36	テオブロミン	81	メテノロン
37	デキストロアンフェタミン	82	メトキシフェナミン
38	デクスメデトミジン	83	メトプロロール
39	テストステロン	84	メフェノレックス

40 デトミジン	85 モダフィニル
41 デプレニル	86 モルヒネ
42 テルブタリン	87 リスデクスアンフェタミン
43 トラマドール	88 ロミフィジン
44 トランスパイオキシカンファー	89 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物（遊離する物を含む。）
45 トレンボロン	

(備考) 禁止薬物名に「*」が付されたものは、第59条第2項に規定する禁止薬物を示す。

別表(3) (第56条の2、第59条関係)

- 1 糖質コルチコイド (コルチゾン、デキサメタゾン、トリアムシノロン、トリアムシノロンアセトニド、ヒドロコルチゾン、フルドロコルチゾン、プレドニゾン、ベタメタゾン、メチルプレドニゾンその他これらに類似の化学構造又は生物学的効果を有するもの。)
- 2 非ステロイド性抗炎症薬 (アスピリン、アセトアミノフェン、アセメタシン、アミノピリン、アンチピリン、アンピロキシカム、アンフェナク、イソプロピルアンチピリン、イブプロフェン、インドメタシン、エテンザミド、エトドラク、エトリコキシブ、エビリゾール、エモルファゾン、エルテナク、オキサプロジン、オキシフェンブタゾン、カルプロフェン、グリチルリチン酸、ケトフェニルブタゾン、ケトプロフェン、ケトロラク、サリチルアミド、サリチル酸ナトリウム、サリチル酸メチル、ザルトプロフェン、ジクロフェナク、ジメトチアジン、スリンダク、スルピリン、セレコキシブ、チアプロフェン酸、チアラミド、テノキシカム、テボキサリン、デラコキシブ、トルフェナム酸、ナブメトン、ナプロキセン、バルデコキシブ、ピロキシカム、フィロコキシブ、フェナセチン、フェニルブタゾン、フェルビナク、ブコローム、プラノプロフェン、フルニキシシン、フルフェナム酸、フルルビプロフェン、プログルメタシン、ベダプロフェン、メクロフェナム酸、メフェナム酸、メロキシカム、モフェゾラク、ロキソプロフェン、ロルノキシカム、ワクシニアウイルス接種家兔炎症皮膚抽出液その他これらに類似の化学構造又は生物学的効果を有するもの。)
- 3 抗アレルギー薬 (シプロヘプタジン及びメサピリレン)
- 4 気管支拡張薬 (イプラトロピウム、オキシエチルテオフィリン、オキシプロピルテオフィリン、ジヒドロオキシプロピルテオフィリン及びノスカピン)
- 5 消化器運動改善薬 (アトロピン及びスコポラミン)
- 6 局所麻酔薬 (ジブカイン、テトラカイン、プロカイン及びリドカイン)
- 7 利尿薬 (フロセミド)
- 8 骨格筋弛緩薬 (グアイフェネシン及びメトカルバモール)